

原産地及び船積地の解釈について

輸入注意事項34第10号 (34.2.16)

改正①輸入注意事項39第6号 (39.3.31) ②輸入注意事項56第54号 (56.6.4)

③輸入注意事項18第17号 (18.10.27) ④輸入注意事項19第26号 (19.3.30)

輸入貿易管理上原産地又は船積地の解釈は、下記によることとします。①

記

1 原産地 ②③④

(1) 貨物の原産地とは、当該貨物の生産、製造又は加工（この場合の加工には、選別、改装等を含めない。）の行われた場所の属する国又は地域をいい、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第4条の2第4項の規定に準拠する。ただし、(2)本文に規定する場合については、この限りでない。

(2) 委託加工契約（所有権の移転しない場合に限る。）により加工された貨物については、加工前の原産地を当該貨物の原産地とし、原産地を異にする2以上の部分により構成されている貨物については、その主要部分の原産地を当該貨物の原産地とする。ただし、北朝鮮を加工地とする委託加工契約については、この限りでない。

2 船積地

(1) 船舶以外の貨物の場合

船舶以外の貨物の船積地とは、現実に貨物の船積の行われた港の属する国又は地域をいい、輸入者が指定し、船荷証券に記載された船積港を認定の基準とする。（通し船荷証券又は積換え船荷証券における積換港は船積港でない。）ただし、船積の行われた港まで保税運送された旨の証明書を本邦税関に呈示した場合には、当該保税運送のために積出された地点の属する国又は地域を船積地とする。この場合における保税運送された旨の証明書については、書式及び様式は特に限定せず、保税運送されたことを本邦税関が確認できるものであればよい。したがって、通過国又は輸出国の税関又は商工会議所等の保税運送証明書のほか、たとえば通し船荷証券に「船積港まで保税運送」された旨の記載があれば、当該通し船荷証券をもって証明書にかえ得る場合もあり、又、国際的無税品の運送または国際水域の運送のように保税運送の証明が取得できないようなときには、荷受人の誓約書をもって証明書にかえ得る場合もある。

なお、郵便による場合には、外国郵便小包受取証、航空便による場合には、航空積荷受取証の発行された場所の属する国又は地域を船積地とする。

(2) 船舶の場合

船舶の船積地とは、当該船舶の所有権を有する者の住所地（法人が所有権を有する場合には、その法人の本社の所在地）の属する国又は地域を船積地とし、当該船舶の売買契約書により確認するものとする。